

第3次 八幡平市男女共同参画計画

2026 - 2035

1 計画策定の趣旨

本市では、平成22年（2010年）3月に「第1次八幡平市男女共同参画計画」（平成22年度（2010年度）～平成27年度（2015年度））を、平成28年3月に「第2次八幡平市男女共同参画計画」（平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年度））を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

しかしながら、未だ家庭や職場における性別による役割分担意識や地域の慣習等も残っており、女性の活躍等、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

このような状況の中、現行計画が令和7年度（2025年度）で計画最終年を迎えることから、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を基に、社会情勢の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、「第3次八幡平市男女共同参画計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

◆この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画であり、これまでの「男女共同参画計画」の基本的な考え方をさらに発展させ、新たな課題に対応した本市の進むべき基本指針となるものです。

◆この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「いわて男女共同参画プラン」、「第3次八幡平市総合計画」との整合性を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進していくための計画です。

◆この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）に基づく市町村基本計画としても位置づけています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 基本理念

男女ひとりひとりが互いを尊重し、
支えあい、ともに輝くまち

この計画は、「男女の人権の尊重」「男女の参画機会の平等」「男女の連携（パートナーシップ）の確立」の3つを基本的視点とし、『男女ひとりひとりが互いを尊重し、支えあい、ともに輝くまち』をこの計画の基本理念として掲げます。

5 基本目標

基本目標Ⅰ

男女共同参画の視点に立った意識づくり

基本目標Ⅱ

暴力の根絶と男女が安心して暮らせる環境づくり

基本目標Ⅲ

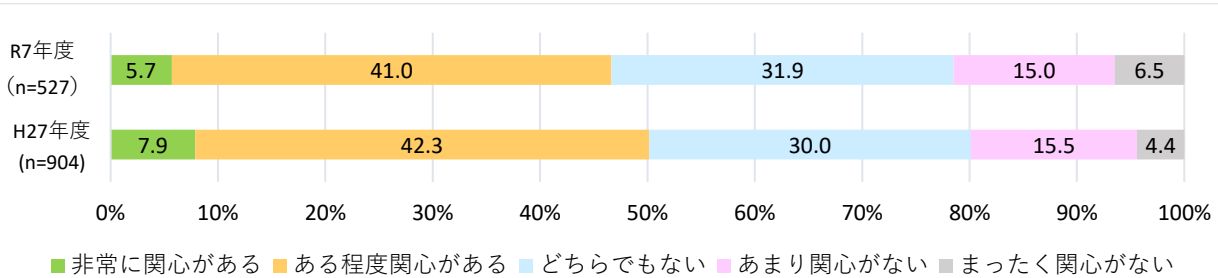
あらゆる分野における男女共同参画の推進

6 計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

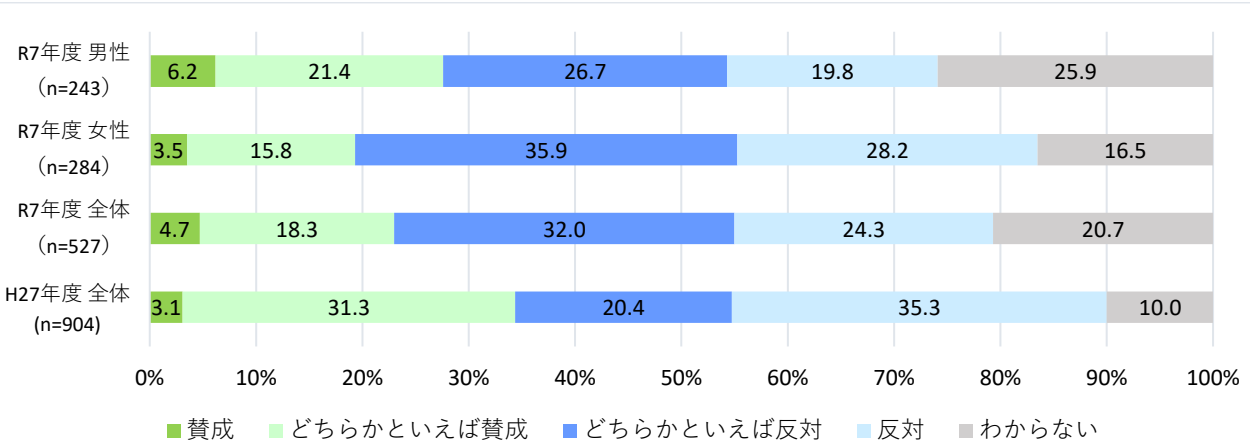
施策の方向性	具体的な施策
(1) 男女共同参画意識の醸成	①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する連携・情報収集・提供
(2) 男女共同参画に係る教育・学習の充実	①学校教育などにおける男女共同参画視点の教育・学習の推進
(3) 多様性を認め合う意識の醸成	①性的マイノリティ（LGBTQ）に対する理解促進

男女共同参画社会の実現への関心について



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

□（基本目標Ⅰ）計画推進の指標

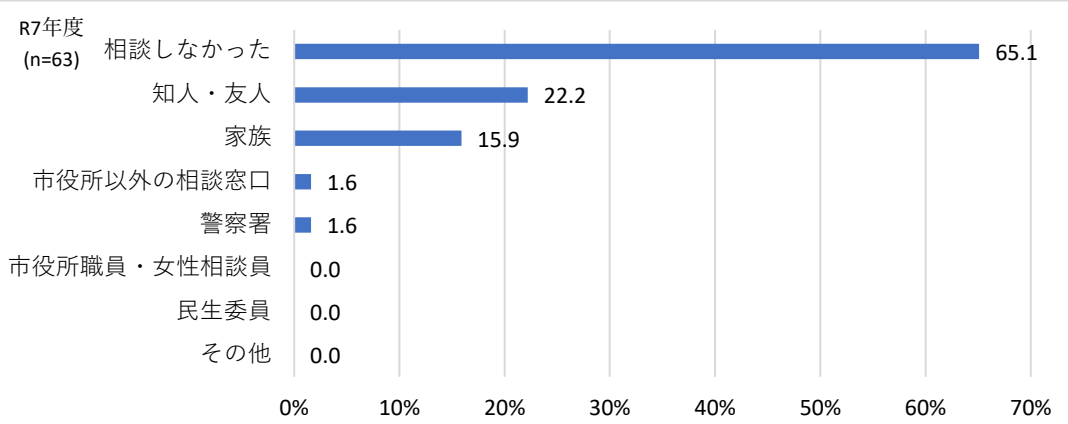
指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
男女共同参画社会の実現への関心度	46.7%	70.0%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と思う市民の割合	23.0%	15%未満

新規

基本目標Ⅱ 暴力の根絶と男女が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向性	具体的な施策
(1) あらゆる暴力及びハラスメントの拒絶	①暴力根絶のための意識啓発 ②被害者相談体制の整備充実
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進	①妊娠・出産期における健康支援 ②リプロダクティブ・ヘルス ライツ（性と生殖に関する健康と権利）啓発
(3) 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	①貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人、ひとり親家庭に対する支援
(4) 防災等における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

何らかの暴力を受けた方が、相談されたかについて（複数回答）



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

□（基本目標Ⅱ）計画推進の指標

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたが、誰にも相談しなかった人の割合 新規	65.1%	30%未満
女性防災士資格取得者 新規	1人	3人

※指標 「女性防災士資格取得者」については、市が岩手県防災士養成研修講座受講者に補助した者のうち、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し、合格した者。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性	具体的な施策
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 ②子育て・介護への支援 ③男性の家事・育児・介護への参画促進
(2) 政策・方針決定過程における男女共同参画促進	①政策・方針決定過程における男女共同参画促進

□ 《基本目標Ⅲ》計画推進の指標

指標		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
パパママ教室への父親の参加割合	新規	40%	50%以上
市職員の管理職に占める女性の割合	新規	15.6%	20%以上

7 計画の推進

【推進体制の充実】

(1) 計画の周知と啓発

市民に広く周知・啓発を行い、男女共同参画に対する意識醸成や興味関心を高めるとともに、男女共同参画の理解増進を図り、計画の円滑な推進に努めます。

(2) 庁内推進体制の整備

全職員が男女共同参画について正しく理解し、それぞれの施策に男女共同参画の視点を反映できるように、研修機会や情報の提供などによる意識啓発を行います。

(3) 関係機関（国・県など）との連携

男女共同参画に関する施策は、就労・医療・相談事業等、市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業が多いことから、国及び県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぎながら、施策の推進に努めます。

(4) 市民・企業・団体等との連携

市民や学識経験者、事業者、関係団体などで構成される八幡平市男女共同参画計画策定等委員会を継続して設置し、男女共同参画に関する情報の交換や施策、事業の進捗状況についての意見交換や協議を行います。

【進行管理】

毎年度、事業の実施状況などについて報告書として取りまとめたものを八幡平市男女共同参画計画策定等委員会において、計画の進捗状況の把握、進行管理を行い、市民へ公表していきます。

また、計画策定時には、アンケート調査等を実施し広く意見聴取に努めるとともに、幅広い視点の評価を行います。

第3次八幡平市男女共同参画計画

概要版

八幡平市市民部 文化スポーツ課